

公立大学法人神戸市看護大学職員の退職手当に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第22号

公立大学法人神戸市看護大学職員の退職手当に関する規程施行細則（2019年4月1日細則第31号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(第6条関係) 第2条 規程第6条 _____ は、退職又は死亡の当日増額 _____ _____されたものを含むものとする。</p>	<p>_____の退職日給料月額及び <u>条例第10条の2の特定減額前給料月額(以下、単に「給料月額」という。)</u>に _____ (条例第10条の2が <u>適用される場合にあつては、減額日のうち最も遅い日の前日)</u></p>
<p>2 規程第6条に規定する給料月額は、職員が退職又は死亡の日において休職、停職、減給その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。</p>	<p>2 _____</p>
<p>(第10条関係) 第4条 規程第10条第1項に規定するこれらに準ずる事由により退職した者であつて細則で定めるものは、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。</p>	<p>規程第10条第1項及び第2項に規定する「細則で定めるもの」とは、<u>在職中忠実に勤務し、その者の非違によることなく退職し、又は退職したものをいう。</u></p>
<p>(1) <u>勸奨を受けて退職する者であつて在職中の功績が顕著であるもの</u> (2) <u>人事刷新のため退職する者</u></p>	<p>2 規程第10条第2項に規定する「<u>休職期間の満了により退職</u>」とは、次の各号に掲げる退職をいう。</p>
<p>2 規程第10条第1項に規定する死亡した者であつてこれに準ずるものとして細則で定めるものは、その死亡の日の年齢が理事長が定める年齢に達している者をいう。</p>	<p>(1) <u>公立大学法人神戸市看護大学職員の休職に関する規程(2019年4月規程第61号。以下「休職規程」という。)別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職</u></p>
<p>3 規程第10条第1項及び第3項に規定す</p>	<p>(2) <u>休職規程第4条第1項に規定する休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日の退職(同規程別表に掲げる休職の期間又はこれに準ずる期間の満了の日まで休養してもなお職務に堪えられないと認められる場合の退職に限る。)</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>る「者であって細則で定めるもの」とは、 在職中忠実に勤務し、その者の非違によ ることなく退職し、又は死亡した者をい う。</p>	
<p>4 第1項第1号の規定により退職する者 についての前項の認定は、理事長が行う。</p>	
<p>5 規程第10条第3項に規定する休職期間 の満了により退職とは、次の各号に掲げ る退職をいう。</p>	
<p>(1) 公立大学法人神戸市看護大学職員 の休職に関する規程（平成31年4月規 程第61号。以下「休職規程」という。） 別表に掲げる休職の期間又はこれに準 ずる期間の満了の日の退職</p>	
<p>(2) 休職規程第4条第1項に規定する 休職の期間又はこれに準ずる期間の満 了の日の退職（同規程別表に掲げる休 職の期間又はこれに準ずる期間の満了 の日まで休養してもなお職務に堪えら れないと認められる場合の退職に限 る。）</p>	
	<p>(再採用者の調整要件) 第4条の2 規程第10条の5第2項、第10条 の6第2項及び第11条第5項に規定する「細 則で定める場合」とは、その者の職員とし ての引き続いた在職期間の初日の前日以 前に条例に基づき支給された退職手当の 算定の基礎となつた在職期間の末日にお ける職員としての身分と、この退職にお ける職員としての引き続いた在職期間の 末日における職員としての身分が、職員 就業規則第3条に規定する職員に該当す る場合とする。</p>
<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外 する期間及び休職月等)</p>	
<p>第5条 規程第11条第1項 _____ _____に規定する細則で定めるもの は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定めるものとする。</p>	<p>及び第5項第1号 ア及びイ</p>
<p>(1)～(6) 略 (基礎在職期間に特定基礎在職期間が含 まれる者の取扱い)</p>	
<p>第6条 退職し、又は死亡した者の基礎在 職期間に規程第11条第2項第2号に掲げ る期間（以下「特定基礎在職期間」とい う。）が含まれる場合における規程第11条 第1項並びに前条及び次条の規定の適用</p>	<p>第10条第2項第2号</p>





(改正前)		(改正後)	
第7号区分	略		
第8号区分	略		
第9号区分	略		
第10号区分	(1) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち <u>理事長の定めるもの</u> (2)～(4) 略	<u>あった</u>	<u>助教で</u>
第11号区分	略		

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、2025年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。